

名古屋国税職員労働組合の改善に関する建議（令和8年6月20日）の概要

名古屋国税職員労働組合審査会は、令和8年6月20日の審査会議において、名古屋国税職員労働組合審査会規則第二十一条第一項の規定に基づき、以下の建議項目を「名古屋国税職員労働組合の改善に関する建議書」として取りまとめ、名古屋国税職員労働組合に提出した。

名古屋国税職員労働組合審査会規則（抄）

（設置）

第一条 名古屋国税職員労働組合（略）の国税の職場の責任組合としての活動に関し、当該組合の構成員（略）の要請を適切に反映させることにより、もって組合の民主的な労働運動の適正を図るため名古屋国税職員労働組合審査会（略）を置く。

（建議及び勧告）

第二十一条 審査会は、いつでも、組合の改善に関し、組合に対し建議又は勧告をすることができる。

2・3 （略）

組合活動に対する基本的な視点

- (1) 納得感のある組合加入
- (2) 合理的な事務負担
- (3) 組合活動の透明性と適正性

建議項目

1. 組合員に対し組合活動に関する**パルスサーベイを実施**すること。
2. **組合活動に関するKPIを設定**するとともに、組合員に対し、**問題解決や進捗について可視化**すること。
3. 組合活動等に関するコンプライアンス違反・ハラスメント行為があった場合の**通報・相談窓口を設置**すること。
4. **仮加入制度を創設**するとともに、加入手続きと同等の円滑な**脱退手続きを保証**すること。
5. 定期大会等の集会について**オンライン中継を交えたハイブリッド開催**とすること。
6. **機関紙の配布について完全電子化**すること。
7. **人事速報作成**に係る異動情報の収集、一覧の作成・公開を**電子化**すること。
8. **組合費の納入**について**口座振替**により行うこと。
9. 組合員相互の**情報共有の場を構築**すること。

